

## 官製談合防止法等違反にかかる職員の処分等について

### 【事件の経過・職員の処分等】

令和5年12月21日に前町長、前環境整備部長及び前都市建設課長が官製談合防止法違反等により起訴された事件で、令和7年2月27日に大阪地方裁判所において、前環境整備部長に懲役1年6か月・執行猶予4年、前都市建設課長に懲役1年2か月・執行猶予3年、業者元社長1名に対して懲役1年6か月・執行猶予4年の判決が言い渡されました。その後、令和7年9月26日に、大阪高等裁判所において、職員2名の控訴を棄却する第2審判決が言い渡され、令和7年10月11日付で判決が確定したことから、同日付で地方公務員法第16条第1号の規定により当該職員2名は失職いたしました。

また、起訴には至らなかったものの、当該職員2名と同様に、業者元社長との飲食・旅行など、不適切な関係で職員倫理規程に反する行為を行っていた、こども未来創造部長を本日令和7年10月14日付で停職6か月及び一般職（主査）への降任処分を行いました。（当該部長は同日付で依願退職）

なお、事件の重大性や関係職員が失職・処分に至ったことに鑑み、事件当時の管理監督責任として、副町長については、給料の10分の2、3か月間に相当する額を自主返納させることとしました。

これら一連の事件は、起訴から本日まで2年近くが経過し、町政を預かる最終責任者として重く受け止めております。ここに改めまして、町民の皆様には、多大なご心配とご迷惑をおかけしましたこと、深くお詫び申し上げます。

## 【今後の方針】

本町では事件を受け、外部有識者を交えた三郷町官製談合再発防止対策検討委員会を立ち上げ、コンプライアンスの徹底、入札・契約制度改革をはじめ、職場環境や組織体制の整備など、さまざまな観点から再発防止対策について改革方針を決定し、実施してまいりました。

今後も改革を着実に実施するとともに、これら一連の事件をしっかりと総括し、当委員会に諮ったうえで、事件の経過や背景、改革の取り組みなどについて、最終報告書として取りまとめ、町民の皆様に公表したいと考えております。

最後に、改めて全職員が、全体の奉仕者であるという公務員としての初心に立ち返り、町民の皆様の信頼回復に向け、町政各般で業務の透明化を推進し、二度と不正を起こさない、また、許さない公平公正な組織づくりに全力で取り組んでまいります。

令和7年10月14日 三郷町長 木谷 慎一郎

本件に関するお問合せ

三郷町総務部総務課

TEL 0745-43-7311 FAX 0745-73-6334